印南町ブロック塀等耐震対策事業
～安全なブロック塀等を目指して～

平成 30 年 6 月に発生した大阪北部を震源とする地震をはじめ、過去の地震においても、ブロック塀等の倒壊によって犠牲者が発生しています。ブロック塀等の倒壊を二度と起こさないよう、皆さま一人ひとりが、ブロック塀等の所有者としての維持管理を認識し、ブロック塀等の耐震対策を行いましょう。

地震により石塀が倒壊

地震によりブロック塀の一部が損壊

印南町では、地震発生時におけるブロック塀、石塀、レンガ塀その他これらに類する塀の倒壊等による被害の軽減及び避難路の寸断を防ぐことを目的として、ブロック塀等耐震対策事業を実施する方に対し、その費用の一部を補助します。

対象となるブロック塀

- 災害発生時の避難路に面しているブロック塀
- 地盤面からの高さが 0.6m（3 段積み）以上のブロック塀

改善の方法

- 撤去・・・既存のブロック塀等を延長 2 メートル以上を撤去
- 改善・・・既存のブロック塀等を撤去し、フェンス等他の塀へ転換
- 補強・・・既存のブロック塀等に控壁又は鉄筋、鋼柱等で補強

補助金の額

ブロック塀等の撤去・改善・補強に要する経費の 2/3 以内（上限額有り）
（【補助上限額】**撤去**：200,000 円　**改善**：400,000 円　**補強**：200,000 円）
（※ブロック塀等の撤去等による対策を行う場合、延長によって補助金額が変更することがあります。）

補助金の代理受領

当初の費用負担を軽減するため、工事等を実施した施工業者が、補助金申請者からの委任を受け、補助金の代理受領を行うことができる代理受領制度も活用できます。

～『強靭で安全・安心』の
希望をもてるまちづくり～

◆お問い合わせ先
印南町役場　総務課 危機管理係
電話：0738-42-0120